

【重要】お知らせ（変更点等）

- 技能検定の実施にあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、厚生労働省が「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン（以下「ガイドライン」と記す。）」を策定しています。受検申請前によくご確認いただき、本ガイドラインの内容にご同意いただいたうえで、受検申請及び受検をお願いいたします。

▷技能検定実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/000639207.pdf>



- 新型コロナウイルス感染症対策等で会場施設側の貸出の制限等により、収容数に制限が出て受検申請が定員を超える場合は、人数制限の有無に関わらず、申請期間中でも受付を締切ることがあります。
- 新型コロナウイルス感染拡大等により試験会場や検定委員を確保できない場合等、試験を中止又は受検申請の受理を取り消す場合がありますので予めご了承ください。なお、この場合は受検手数料を返還いたします。（受検手数料振込時に発生した振込手数料につきましては、返還いたしかねますのでご承知の程お願いいたします。）
- **新型コロナウイルス感染拡大防止のため、茨城県内に在住又は在勤の方を原則優先させていただきます。**

●令和2年度後期実技試験中止作業について

下記の2職種（2作業）については、全国斉一に実技試験を公示いたしませんのでご理解の程お願いいたします。なお、学科試験のみの受付は可能です。

（1級・2級・3級）

- ・電気機器組立て（シーケンス制御作業）

（3級）

- ・鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）（新規）

※当該作業については、学科試験の受付も行いません。